

## 📍 [同時死亡の推定と相続の開始]

通常、相続人は相続が開始した時点、つまり被相続人が死亡した時点では、生存しています。しかし、被相続人とその相続人となるべき者が同時に死亡してしまった場合には、どうなるのでしょうか？

### 1. 死亡した順番が不明な場合

例えば、父親である甲とその子供である丙が、同じ航空機に搭乗しており、その航空機が不運にも墜落してしまい、生存者はゼロであったと仮定します。残されたのは、甲の妻である乙と甲の父である丁の2名だけです。

このような事故の場合、甲・丙のどちらが先に死亡したのか？を確認する術は無いといって良いでしょう。しかし、甲・丙のどちらが先に死亡したかによって、相続の順番に影響が出てきます。

### 2. 甲が先に死亡したら？

この場合、まず甲の財産を妻である乙と子供である丙が1/2ずつ相続します。そして、丙が相続した分を今度は乙が相続します。

この結果、最終的には、甲と丙の財産は、全て乙が相続することになります。

### 3. 丙が先に死亡したら？

では、丙が先に死亡していたらどうなるのでしょうか？

この場合、まず、丙の財産を甲と乙が相続します。次いで、甲が死亡した訳ですから、相続人は、甲の妻乙と甲の父丁の2名となり、甲の妻である乙が2/3、甲の父である丁が1/3を相続することになります。

このように『どちら先に死亡したのか？』によって、最終的な財産の帰属先が変わる

ケースがあるのです。

### 4. 同時に死亡したものと推定する

しかし、航空機事故等の場合、『甲と丙のどちらが先に死亡したのか？』を確認する事は、まず不可能と言って良いでしょう。

では、その相続関係はどのように整理するのでしょうか？

民法第32条の2では航空機事故等のように『数人の者が死亡した場合において、そのうちの1人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する』と定めています。つまり、上記の例で言えば、甲と丙は同時に死亡したものと扱われます。

### 5. 同時死亡の推定と相続

同時死亡の推定がなされたことにより、同時に死亡したものと推定された者同士の間には、相続が開始されません。

先の例で甲と丙が同時に死亡したものと推定された場合、その相続の順番はどうなるのでしょうか？

この場合、甲と丙との間における相続は考慮しませんから、結局残ったのは、甲の妻である乙と甲の父である丁です。

つまり、法定相続人が配偶者（乙）と直系尊属（丁）ということになり、甲の配偶者である乙が2/3を相続し、甲の父である丁が1/3を相続することになるのです。

以上のとおり、『死亡した順番』というのは、相続財産の帰属先に大きな影響を与えるのです。